

納付方法に関する



ゆうちょ銀行・郵便局からの納付が便利にできるようになりました

平成29年4月から発送される納付書については、石巻市が指定する金融機関やコンビニエンスストアで納付する際に使用するものと同じ納付書で、**東北6県内**のゆうちょ銀行及び貯金を取り扱っている郵便局窓口からも納付が可能になりました（市内の郵便局・簡易郵便局はすべて納付可能）。

※ **東北6県以外のゆうちょ銀行（郵便局）から納付する場合は**、石巻市が発行する「払込取扱票」が必要となります。希望する方は各担当課までご連絡ください。

納付できる税金等

- ・ 市県民税
- ・ 国民健康保険税
- ・ 法人市民税
- ・ 軽自動車税
- ・ 介護保険料
- ・ 固定資産税、都市計画税
- ・ 後期高齢者医療保険料

以下の納付書はコンビニエンスストアで取り扱いできません

- ・ バーコードが印字されていない納付書
- ・ 1件あたりの金額が**30万円を超える納付書**
- ・ 破損、汚損等によりバーコードが読み取れない納付書
- ・ 金額が訂正された納付書
- ・ ミシン目を切り離してしまっている納付書
- ・ 取り扱い使用期限を過ぎた納付書

注意事項

- ・ コンビニで納付した際は押印済みの「受領証」と「レシート」の両方を大切に保管してください。
- ・ コンビニで取り扱いができない納付書は、従来通り各金融機関、市役所窓口までお持ちください。